

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第25号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合政策部の項中「国際局 次世代社会戦略局」を「国際局」に改め、同表経済部の項中「地域経済局」を「GX推進局 AI・DX推進局 地域経済局」に改め、同表農政部の項中「競馬事業室」を「競馬事業室 食料安全保障推進局」に改め、同条第3項の表産業振興局の項を次のように改める。

AI・DX推進局	次世代半導体戦略室
----------	-----------

第6条第2項の表イノベーション推進局の項中「改革推進課」を「行政マネジメント推進課」に、「財産課」を「財産活用課」に改め、同表計画局の項中「統計課」を「統計課 科学技術振興課」に改め、同表次世代社会戦略局の項を削り、同表地域行政局の項中「市町村課 行政連携課」を「市町村課」に改め、同表暮らし安全局の項中「消費者安全課」を「消費生活課 地域安全課」に改め、同表ゼロカーボン推進局の項中「ゼロカーボン産業課」を削り、同項の次に次のように加える。

G X 推 進 局	G X推進課
-----------	--------

A I ・ D X 推 進 局	D X推進課
-----------------	--------

第6条第2項の表建築局の項中「建築保全課 建築整備課」を「建築整備課」に改め、同条第3項の表中

国 際 課	パスポートセンター
-------	-----------

科学技術振興課	産学官連携室
---------	--------

を

科学技術振興課	産学官連携室
国 際 課	パスポートセンター
地 域 戦 略 課	地域創生推進室

に改める。

第7条第2項の総務部イノベーション推進局の事項に次の1号を加える。

(8) 建築物等の保全に関すること。

第7条第2項の総合政策部計画局の事項に次の2号を加える。

(7) 科学技術の振興に関すること。

(8) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営に関すること。

第7条第2項の総合政策部次世代社会戦略局の事項を削り、同項の総合政策部地域創生局の事項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方分権の推進に関すること。

第7条第2項の総合政策部地域創生局の事項に次の1号を加える。

(4) 行政のデジタル化の推進に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の総合政策部地域行政局の事項を次のように改める。

総合政策部地域行政局

市町村その他公共団体の行政一般に関すること。

第7条第2項の環境生活部暮らし安全局の事項を次のように改める。

環境生活部暮らし安全局

(1) 人権啓発の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

(2) 犯罪被害者等支援に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

(3) 市民活動の促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

(4) 男女平等参画の推進に関すること。

(5) 消費生活に関すること。

(6) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

(7) 青少年に係る施策の総合的な推進に関すること。

(8) 交通安全対策に関すること。

第7条第2項の保健福祉部子ども政策局の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項の経済部ゼロカーボン推進局の事項中第3号を削り、同事項の次に次の2事項を加える。

経済部GX推進局

環境産業の振興に関すること。

経済部A I・DX推進局

- (1) 未来技術の活用に関すること。
- (2) 情報化の総合的な推進に関すること。
- (3) スタートアップの支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の経済部産業振興局の事項に次の2号を加える。

- (3) 健康長寿産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 宇宙航空産業の振興に関すること。

第7条第2項の農政部競馬事業室の事項の次に次の1事項を加える。

農政部食料安全保障推進局

- (1) 食料安全保障の確保に係る施策の総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 農業・農村振興対策の企画及び総合調整に関すること。

第7条第2項の農政部農業経営局の事項に次の1号を加える。

- (4) 都市の環境整備に関すること（農地等に関することに限る。）。

第7条第2項の水産林務部林務局の事項に次の1号を加える。

- (6) 都市の環境整備に関すること（林地に関することに限る。）。

第7条第2項の建設部建築局の事項を次のように改める。

建設部建築局

国費及び道費に属する建築物の営繕工事に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第7条第3項の経済部産業振興局スタートアップ推進室の事項を削り、同項の経済部産業振興局次世代半導体戦略室の事項中「経済部産業振興局次世代半導体戦略室」を「経済部A I・DX推進局次世代半導体戦略室」に、「立地に関すること」を「振興に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）」に改める。

第8条の3の改革推進課の事項中「改革推進課」を「行政マネジメント推進課」に改め、同条の財産課の事項中「財産課」を「財産活用課」に改め、同事項に次の2号を加える。

- (9) 建築物等の保全に関すること。
- (10) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る計画（修繕及び改修工事に関するものに限る。）に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第9条の3第1項の統計課の事項の次に次の1事項を加える。

科学技術振興課

- (1) 科学技術の振興に関すること。
- (2) 知的財産に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 研究開発に係る産学官連携に関すること。
- (4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関すること。

第9条の3に次の1項を加える。

2 産学官連携室の分掌事務は、前項の科学技術振興課の分掌事務のうち第3号に掲げる事務とする。

第9条の4第2項中「第7号」を「第10号」に改める。

第9条の5を削る。

第9条の6の地域戦略課の事項に次の3号を加える。

- (4) 地方分権の推進に関すること。
- (5) 総合振興局等の在り方に関すること。
- (6) 道州制特区及び国家戦略特区に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第9条の6の地域政策課の事項に次の2号を加える。

- (4) 行政のデジタル化の推進に係る企画及び調整に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 市町村における行政のデジタル化に係る支援に関すること。

第9条の6に次の1項を加える。

2 地域創生推進室の分掌事務は、前項の地域戦略課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げる事務とする。

第9条の6を第9条の5とする。

第9条の7の市町村課の事項に次の1号を加える。

- (11) 道と市町村等との連携及び市町村間の連携に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第9条の7の行政連携課の事項を削り、同条を第9条の6とする。

第9条の8を第9条の7とし、第9条の9を第9条の8とする。

第11条第1項の道民生活課の事項を次のように改める。

道民生活課

- (1) 人権啓発の調整及び推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 犯罪被害者等の支援に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 再犯の防止に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 暴力団の排除の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 市民活動の促進に係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 男女平等参画に係る施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (7) 女性の活躍推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 性暴力被害者支援に関すること。

第11条第1項の消費者安全課の事項中「消費者安全課」を「消費生活課」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

地域安全課

- (1) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに係る企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 青少年に係る施策の企画及び総合調整並びに推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 交通安全対策についての施策の企画及び総合調整並びに推進に関すること。

第11条第2項中「第9号から第12号」を「第6号から第8号」に改める。

第12条の6の子ども家庭支援課の事項第8号を削る。

第13条の5のゼロカーボン産業課の事項を削る。

第14条の4を第14条の5とする。

第14条の3の農地調整課の事項に次の1号を加える。

- (9) 宅地造成及び特定盛土等に関すること（農地等に関するものに限る。）。

第14条の3を第14条の4とし、第14条の2を第14条の3とし、第14条を第14条の2とする。

第13条の10の農政課の事項を次のように改める。

農政課

農政部の行政の企画及び総合調整に関すること。

第13条の10を第14条とする。

第13条の9を第13条の11とし、第13条の8を第13条の10とする。

第13条の7の産業振興課の事項第2号中「こと」の次に「（他局の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同事項に次の2号を加える。

- (7) 健康長寿産業の振興に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 宇宙航空産業の振興に関すること。

第13条の7を第13条の9とし、第13条の6を第13条の8とする。

第13条の5の次に次の2条を加える。

（経済部G X推進局の課）

第13条の6 経済部G X推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

G X推進課

- (1) 環境関連産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 省エネルギーの促進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 新エネルギーの開発及び導入に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 水素関連産業に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 地域エネルギー資源の利活用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

（経済部A I・D X推進局の課）

第13条の7 経済部A I・D X推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

D X推進課

- (1) 情報化施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 未来技術の活用に係る企画及び調整に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) スタートアップの支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 産業技術の振興に関すること（他局の主管に属するものを除く。）。
- (5) 情報産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第16条の2の治山課の事項に次の1号を加える。

- (5) 宅地造成及び特定盛土等に関すること（林地に関するものに限る。）。

第17条の森林海洋環境課の事項に次の1号を加える。

- (5) 林業の普及指導等に係る企画・調整に関すること。

第17条の成長産業課の事項第9号中「こと」の次に「（他課に属するものを除く。）」を加える。

第20条の2の都市計画課の事項第2号中「こと」の次に「（他部課の主管に属するものを除く。）」を加える。

第20条の4の計画管理課の事項に次の2号を加える。

- (3) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る積算基準に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る検査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第20条の4の建築保全課の事項を削る。

第26条の表職員賞罰及び賠償審査委員会の項中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

第29条の表中「イノベーション推進局改革推進課」を「イノベーション推進局行政マネジメント推進課」に、「イノベーション推進局財産課」を「イノベーション推進局財産活用課」に、

北海道科学技術審議会	次世代社会戦略局科学技術振興課
北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域行政局行政連携課

を

北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域創生局地域戦略課
北海道科学技術審議会	計画局科学技術振興課

に改め、同表中北海道交通安全対策会議の項を削り、同表中「くらし安全局消費者安全課」を「くらし安全局消費生活課」に改め、同表中北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会の項の次に次の1項を加える。

北海道交通安全対策会議

くらし安全局地域安全課

第29条の表中

北海道農業・農村振興審議会	農政部	農政課
北海道地方競馬運営委員会		競馬事業室

を

北海道地方競馬運営委員会	農政部	競馬事業室
北海道農業・農村振興審議会		食料安全保障推進局

に改める。

第40条の2第1項の社会福祉課の事項中第13号を削り、第14号を第13号とし、同項の環境生活課の事項第2号から第7号までを次のように改める。

- (2) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (3) 市民活動の促進に関する事。
- (4) 男女平等参画の推進に関する事。
- (5) 消費生活の安定向上に関する事。
- (6) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関する事。
- (7) 青少年対策に関する事。

第40条の2第1項の環境生活課の事項中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 交通安全対策の推進に関する事。

第40条の5第4項の表空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所の事項の次に次のように加える。

後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。
	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。
	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。

第40条の5第4項の表後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所の事項を次のように改める。

後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。
	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。

第40条の5第4項の表渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課の項を次のように改める。

渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事。
	渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。
	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。
	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関する事（漁港及び海岸に関する事に限る。）。

第40条の5第4項の表渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所の項中「道路」を「道路、漁港及び海岸」に、「こと。」を「こと（漁港及び海岸に関する事を除く。）。」に改める。

第76条中「、研究部」を「、事業部、北海道研究センター、博物館研究センター」に改め、同条の総務部の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条の学芸部の事項中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、同条の研究部の事項を次のように改める。

事業部

- (1) 教育普及事業に関する事。
- (2) 利用者サービスに関する事。
- (3) 利用促進に係る広報に関する事。
- (4) 情報の発信に関する事。
- (5) 博物館交流の促進及び社会貢献に関する事。

第76条の事業部の事項の次に次の2事項を加える。

北海道研究センター

- (1) 北海道の歴史、文化、自然に関する資料の調査研究及び整理に関すること。
- (2) 北海道の歴史、文化、自然に関する研究成果の普及に関すること。
- (3) 北海道の歴史、文化、自然に関する研究の支援に関すること。

博物館研究センター

- (1) 博物館学等に関する資料の調査研究及び整理に関すること。
- (2) 博物館学等に関する研究成果の普及に関すること。
- (3) 博物館学等に関する研究の支援に関すること。

第143条第1項中「及び子ども支援課」を「、子ども支援課及び一時保護課」に改め、同項の子ども支援課の事項第5号を削り、同項に次の1事項を加える。

一時保護課

児童の一時保護に関すること。

別表第1の5の事項の表オホーツク総合振興局産業振興部中部耕地出張所の項中「佐呂間町」を削り、同表オホーツク総合振興局産業振興部西部耕地出張所の項中「紋別市」を「紋別市 佐呂間町」に改める。

別表第9中

総合政策部	グローバル戦略推進監	上司の命を受け、国際政策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	次世代社会戦略監	上司の命を受け、未来技術の活用及び情報化の総合的な推進等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

を

総合政策部	グローバル戦略推進監	上司の命を受け、国際政策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	------------	--

に、

	ゼロカーボン推進監	上司の命を受け、脱炭素化及び地球温暖化対策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
--	-----------	--

を

	ゼロカーボン推進	上司の命を受け、脱炭素化及び地球温暖化対策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
--	----------	--

	監	
	次世代社会戦略監	上司の命を受け、未来技術の活用及び情報化の総合的な推進等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

に改め、同表水産林務部水産局水産振興課の項中「水産林務部水産局水産振興課」を「水産林務部森林海洋環境局成長産業課」に改め、「水産業普及指導員」の次に「及び林業普及指導員」を加え、同表水産林務部森林環境局森林活用課の項を削る。

別表第10の(1)の事項の表北海道博物館の項を次のように改める。

北海道博物館	北海道研究センター長	上司の命を受け、北海道研究センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	博物館研究センター長	上司の命を受け、博物館研究センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

別表第10の(2)の事項の表総合振興局及び留萌振興局の建設管理部出張所の事業所の項を削る。

別表第11の(1)の事項の表中
 「東京事務所 衛生研究所 心身障害者 総合相談所 女性相談支援センター 検量検定所 漁業研修所」
 を
 「東京事務所 衛生研究所 心身障害者 総合相談所 女性相談支援センター 検量検定所」
 に改め、同表の北海

道博物館の総務部の項を削り、同表の北海道博物館の部の項を次のように改める。

北海道博物館の部	学芸主査	上司の命を受け、担任の北海道博物館の展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する事務を処理する。
	研究主査	上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理する。

別表第11の(1)の事項の表の北海道博物館の部の項に次に次のように加える。

北海道博物館北海道研究センター	副センター長	北海道研究センター長を補佐するとともに、上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理し、掌理する。
	学芸主査	上司の命を受け、担任の北海道博物館の展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する事務を処理する。
	研究主査	上司の命を受け、担任の研究調査等に関する

		事務を処理する。
北海道博物館博物館研究センター	副センター長	博物館研究センター長を補佐するとともに、上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理し、掌理する。
	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
	学芸主査	上司の命を受け、担任の北海道博物館の展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する事務を処理する。
	研究主査	上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理する。

別表第11の(1)の事項の表の北海道博物館アイヌ民族文化研究センターの項を次のように改める。

北海道博物館アイヌ民族文化研究センター	副センター長	上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理し、掌理する。
	学芸主査	上司の命を受け、担任の北海道博物館の展示資料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究に関する事務を処理する。
	研究主査	上司の命を受け、担任の研究調査等に関する事務を処理する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課(情報化施策の企画及び総合調整に関する事務並びに未来技術の活用に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部A I・D X推進局D X推進課
総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課(市町村における行政のデジタル化に係る支	総合政策部地域創生局地域政策課

援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	
総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課	総合政策部計画局科学技術振興課
総合政策部地域創生局地域戦略課(北海道創生総合戦略の推進に関する事務、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進支援に関する事務及び人口減少問題対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室
総合政策部地域行政局行政連携課(道と市町村等との連携及び市町村間の連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域行政局市町村課
総合政策部地域行政局行政連携課(地方分権の推進に関する事務及び道州制特区に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合政策部地域創生局地域戦略課
環境生活部くらし安全局道民生活課(交通安全対策についての施策の企画及び総合調整並びに推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	環境生活部くらし安全局地域安全課
環境生活部くらし安全局消費者安全課	環境生活部くらし安全局消費生活課
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課(道有施設の脱炭素化に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)	経済部G X推進局G X推進課
経済部産業振興局次世代半導体戦略室	経済部A I・D X推進局次世代半導体戦略室
建設部建築局建築保全課(建築技術及び検査の総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	建設部建築局計画管理課

- 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課地域デジタル担当課長	総合政策部地域創生局地域政策課地域デジタル担当課長
総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課長	総合政策部計画局科学技術振興課長

総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携室長	総合政策部計画局科学技術振興課産学官連携室長
総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課参事	総合政策部計画局科学技術振興課参事
環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全担当課長	環境生活部くらし安全局地域安全課交通安全担当課長
環境生活部くらし安全局消費者安全課長	環境生活部くらし安全局消費生活課長
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課道有施設脱炭素化担当課長	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課道有施設脱炭素化担当課長
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課GX特区推進担当課長	経済部GX推進局GX推進課GX特区推進担当課長
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課森林吸収源担当課長	経済部GX推進局GX推進課森林吸収源担当課長
経済部産業振興局次世代半導体戦略室参事	経済部A I ・ D X推進局次世代半導体戦略室参事
建設部建築局建築保全課建築技術・検査担当課長	建設部建築局計画管理課建築技術・検査担当課長
総務部行政局学事課主幹	総務部行政局学事課課長補佐
総合政策部地域創生局地域戦略課課長補佐（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室主幹
総合政策部地域創生局地域戦略課課長補佐（人口減少問題対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室主幹
環境生活部くらし安全局道民生活課主幹（犯罪のない安全で安心な地域づくりに係る企画及び総合調整並びに推進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部くらし安全局地域安全課主幹
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課主幹（道有施設の脱炭素化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課主幹
北海道博物館総務部主幹（館務一般の企画及び総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	北海道博物館総務部総務課長

総合政策部国際局国際課企画調整係長	総合政策部国際局国際課調整係長
総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生係長	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室主査
総合政策部地域創生局地域戦略課市町村戦略支援係長	総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生推進室主査
総合政策部地域行政局行政連携課分権係長	総合政策部地域創生局地域戦略課特区・分権係長
環境生活部環境保全局循環型社会推進課主査（廃棄物等の発生抑制及び循環的利用の促進に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部環境保全局循環型社会推進課資源循環係長
保健福祉部総務課危機管理係長	保健福祉部総務課主査
保健福祉部感染症対策局感染症対策課医療体制係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課医療体制確保係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課保健所支援係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課主査
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課人材育成係長	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課主査
保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課政策企画係長	保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課子ども政策係長
経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課主査（道有施設の脱炭素化に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課主査
経済部産業振興局スタートアップ推進室主査（健康長寿産業の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部産業振興局産業振興課主査
建設部建築局建築保全課主査（北海道建築物等保全規程に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建築局建築整備課主査
北海道博物館総務部主査（館務一般の企画及び総合調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	北海道博物館総務部総務課総務係長
北海道博物館総務部主査（公有財産の取得、管理及び処分等並びに行政財産の使用許可に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	北海道博物館総務部総務課主査

北海道博物館総務部主査（公園施設の管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	北海道博物館総務部総務課主査	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査（美唄市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所道路第二係長
中央児童相談所子ども支援課一時保護係長	中央児童相談所一時保護課一時保護係長	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査（岩見沢市に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所治水第一係長
旭川児童相談所子ども支援課一時保護係長	旭川児童相談所一時保護課一時保護係長	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査（夕張市に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所治水第二係長
帯広児童相談所子ども支援課一時保護係長	帯広児童相談所一時保護課一時保護係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査（滝川市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所道路第一係長
釧路児童相談所子ども支援課一時保護係長	釧路児童相談所一時保護課一時保護係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査（砂川市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所道路第二係長
函館児童相談所子ども支援課一時保護係長	函館児童相談所一時保護課一時保護係長	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所主査（河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所治水係長
北見児童相談所子ども支援課一時保護係長	北見児童相談所一時保護課一時保護係長	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所主査（余市町に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所道路第一係長
岩見沢児童相談所子ども支援課一時保護係長	岩見沢児童相談所一時保護課一時保護係長	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所主査（小樽市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所道路第二係長
室蘭児童相談所子ども支援課一時保護係長	室蘭児童相談所一時保護課一時保護係長		
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主査（千歳市に関する道路、都市計画、空港等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課道路第一係長		
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主査（石狩市に関する道路、都市計画、空港等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課道路第二係長		
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課主査（千歳市に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課治水係長		
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所主査（岩見沢市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所道路第一係長		

後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所主査（河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所治水係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（胆振総合振興局管内の漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所漁港第一係長
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所主査（神恵内村に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所道路係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（日高振興局管内の漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所漁港第二係長
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所主査（河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所治水係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所主査（室蘭市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所道路係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（苫小牧市に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所道路第一係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所主査（河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所治水係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（日高町に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所道路第二係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査（北斗市に関する道路及び都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課道路第一係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（浦河町に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所道路第三係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査（七飯町に関する道路及び都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課道路第二係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（苫小牧市に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所治水第一係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査（函館市に関する河川、その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課治水第一係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所主査（日高町に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所治水第二係長	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課主査（北斗市に関する河川、その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課治水第二係長

渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課主査（函館市に関する漁港、漁港 海岸等の工事の調査測量、設計及び監督 に関する事務を処理すべきこととされ ている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課漁港第一係長	上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課主査（河川その他治水、利水等の 工事の調査測量、設計及び監督に関する 事務を処理すべきこととされている者 に限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課治水係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課主査（松前町に関する漁港、漁港 海岸等の工事の調査測量、設計及び監督 に関する事務を処理すべきこととされ ている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課漁港第二係長	上川総合振興局旭川建設管理部士別出 張所主査（道路、都市計画等の工事の調 査測量、設計及び監督に関する事務を処 理すべきこととされている者に限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部士別出 張所道路係長
渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課主査（長万部町に関する漁港、漁 港海岸等の工事の調査測量、設計及び監 督に関する事務を処理すべきこととされ ている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室 事業課漁港第三係長	上川総合振興局旭川建設管理部士別出 張所主査（河川その他治水、利水等の工 事の調査測量、設計及び監督に関する事 務を処理すべきこととされている者に 限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部士別出 張所治水係長
渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所主査（江差出張所管内に関する道 路、都市計画、空港等の工事の調査測 量、設計及び監督に関する事務を処理す べきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所道路第一係長	上川総合振興局旭川建設管理部富良野 出張所主査（道路、都市計画等の工事の 調査測量、設計及び監督に関する事務を 処理すべきこととされている者に限 る。）	上川総合振興局旭川建設管理部富良野 出張所道路係長
渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所主査（今金出張所管内に関する道 路、都市計画、空港等の工事の調査測 量、設計及び監督に関する事務を処理す べきこととされている者に限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所道路第二係長	上川総合振興局旭川建設管理部富良野 出張所主査（河川その他治水、利水等の 工事の調査測量、設計及び監督に関する 事務を処理すべきこととされている者 に限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部富良野 出張所治水係長
渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所主査（江差出張所及び奥尻出張所管 内に関する河川その他治水、利水等の工 事の調査測量、設計及び監督に関する事 務を処理すべきこととされている者に 限る。）	渡島総合振興局函館建設管理部江差出 張所治水係長	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課主査（道路、都市計画等の工事の調査 測量、設計及び監督に関する事務を処理 すべきこととされている者に限る。）	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課道路第一係長
上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課主査（東神楽町に関する道路、都 市計画、空港等の工事の調査測量、設計 及び監督に関する事務を処理すべきこ ととされている者に限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課道路第一係長	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課主査（羽幌出張所及び遠別出張所館内 に関する道路、都市計画等の工事の調査 測量、設計及び監督に関する事務を処理 すべきこととされている者に限る。）	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課道路第二係長
上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課主査（鷹栖町に関する道路、都市 計画等の工事の調査測量、設計及び監督 に関する事務を処理すべきこととされ ている者に限る。）	上川総合振興局旭川建設管理部事業室 事業課道路第二係長	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課主査（河川その他治水、利水等の工 事の調査測量、設計及び監督に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	留萌振興局留萌建設管理部事業室事業 課治水係長
		留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 主査（河川その他治水、利水等の工事の 調査測量、設計及び監督に関する事務を	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 治水係長

処理すべきこととされている者に限る。)		事務を処理すべきこととされている者に限る。)	
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査(道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課道路第一係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所主査(道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所道路係長
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査(公園等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課道路第二係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所主査(河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所治水係長
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査(橋梁等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課道路第三係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所主査(遠軽出張所管内に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所道路係長
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査(河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課治水係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所主査(河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所治水係長
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課主査(漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課漁港係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査(大樹出張所管内に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課道路第一係長
宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所主査(漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所漁港係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査(浦幌出張所管内に関する道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課道路第二係長
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査(公園等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課道路係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査(鹿追出張所管内に関する道路及び都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課道路第三係長
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査(河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課治水係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課主査(河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課治水第一係長
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課主査(漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課漁港係長		

に限る。)		
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室 事業課主査（浦幌出張所管内に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室 事業課治水第二係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部事業室 事業課主査（道路、都市計画等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室 事業課道路係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部事業室 事業課主査（鶴居村に関する河川その他治水、利水等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室 事業課治水係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所主査（中標津町に関する道路、都市計画、空港等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所道路係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所主査（標津町に関する漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所漁港第一係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所主査（別海町に関する漁港、漁港海岸等の工事の調査測量、設計及び監督に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津 出張所漁港第二係長	